

第7回川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 次第（案）

日 時 令和6年(2024年)11月14日(木)

午前10時～

場 所 川島町役場2階 中会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項

川島桶川資源循環組合設立許可について

4 協議事項

協議第11号 川島桶川資源循環組合正副管理者について

協議第12号 循環型社会形成推進地域計画の策定について

5 その他

6 閉 会

第7回川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 出席者名簿

(敬称略)

役職名	氏名
会長	飯 島 和 夫
委員	小 野 克 典

<協議会事務局>

役職名	氏名
ごみ処理施設整備推進室 室長	大 沢 貴 行
同主幹	岡 部 直 樹
同主査	北 原 崇 行
同主任	高 柳 直 也
同主事	嵯 峨 弘 平

協議会資料



指令地政第238号

川 島 町

桶 川 市

令和6年10月2日付け川町環発第248号及び桶環第279号で申請のあった川島桶川資源循環組合の設立については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定により、申請のとおり許可します。

令和6年10月23日

埼玉県知事 大野元裕 (公印省略)

協議第11号

川島桶川資源循環組合正副管理者について

川島桶川資源循環組合正副管理者について、別紙のとおり協議する。

令和6年11月14日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯島和夫

川島桶川資源循環組合正副管理者について

川島桶川資源循環組合正副管理者については、川島桶川資源循環組合同規約第 9 条第 2 項の規定に基づき、協議により以下のとおり定める。

1 管理者

川島町長とする。

2 副管理者

桶川市長とする。

川島桶川資源循環組合同規約（抜粋）

（管理者及び副管理者の設置及び選任の方法）

第 9 条 組合に、管理者及び副管理者各 1 人を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市町の長の協議により、構成市町の長のうちからこれを定める。

協議第12号

循環型社会形成推進地域計画の策定について

循環型社会形成推進地域計画の策定について、別紙のとおり協議する。

令和6年11月14日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯島和夫

川島町・桶川市 循環型社会形成推進地域計画（第1期）（案）の概要

循環型社会形成推進地域計画とは

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）とは、市町村が循環型社会形成の推進を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている基本方針に沿って作成するものであり、この計画に基づく施設整備事業に対して循環型社会形成推進交付金が交付されます。

地域計画には、3R推進のための明確な目標と、その目標を達成するための具体的な各種施策等を記載することとなるため、今年度に策定した「ごみ処理基本計画」及び「新ごみ処理施設整備基本構想」を基に案を作成しました。

1 計画の基本的な事項

構成市町：川島町、桶川市

計画期間：令和7年4月1日～令和14年3月31日（7年間）

事後評価を適切に行う観点から、計画期間は7年を上限とされています。そのため、新ごみ処理施設の整備予定期間である令和7～14年度のうち、令和13年度までの7年を第1期としています。

なお、新ごみ処理施設の整備と既存焼却施設の解体を含め、令和14年度から第2期を予定しています。

プラスチック資源の分別収集及び再商品化予定年度：令和15年度中

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことに伴い、市町村においてプラスチック資源の分別収集及び再商品化について、地域計画に記載することになりました。

また、地域計画に基づく施設整備事業が複数の地域計画にまたがる場合は、施設の竣工年度が含まれている計画の末日から1年以内までにそれらを実施しなければならないとされていることから、施設稼働予定である令和15年度中としています。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

循環型社会の実現を目指すため、「ごみ処理基本計画」に基づいて、ごみ処理の現状を整理し、目標を定めています。

なお、計画期間中に実施した施策に対する結果を確認することになるため、目標年度は、第1期計画期間の翌年度である令和14年度となります。

3 目標達成に向けた施策

地域計画の目標達成に向けて、両市町におけるごみ処理体制を整理しています。

また、「新ごみ処理施設整備基本構想」で検討した結果を基に、必要な処理施設の整備等についても整理しています。

4 関連するその他の施策

地域の循環型社会を形成するため、「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量やリサイクル促進のための施策のほか、プラスチック資源に関する施策等を整理しています。

5 計画のフォローアップと事後評価

地域計画の目標を達成するため、計画のフォローアップと事後評価を定めています。